

## 「踏切道の安全確保に関する行政評価・監視」の結果に基づく通知に対する改善措置状況の概要（ポイント）

### 1 踏切道及び踏切保安施設の安全対策

#### 調査結果

非常押ボタンが容易に取り扱うことができる箇所に設けられていないもの（非常押ボタンが踏切道外の通行者等の手の届かない場所に設置されている）（11 か所）

非常押ボタンが線路側に向けて設置されており、歩行者から見えにくいもの等（5 か所）

鉄道事業者への連絡先等が適切に掲示されていないもの（55 か所）

路面の劣化が認められるもの等（17 か所）

#### 通知事項

非常押ボタンの設置状況を確認し、改善する必要を認めた場合は、計画的に改善するよう、鉄道事業者を指導すること（近畿運輸局）

非常時の連絡先等の表示状況を確認し、改善する必要を認めた場合は、計画的に改善するよう、鉄道事業者を指導すること（近畿運輸局）

踏切道内の路面の維持管理について、適切な維持管理等に努めるよう、鉄道事業者を指導すること（近畿運輸局）

#### 改善措置

##### 《近畿運輸局》

踏切道の非常押しボタンの設置及び非常時の連絡先等の表示の計画的な改善を図る観点から、鉄道事業者に対し、「踏切道の安全確保について」（平成 25 年 10 月 31 日付け事務連絡。以下「事務連絡」という。）により近畿管区行政評価局からの通知内容を周知、さらに、「踏切道連絡調整会議」（平成 25 年 11 月 7 日開催）においても同通知内容を周知

踏切道及び踏切保安設備の維持管理について、鉄道事業者に対し上記と同様、事務連絡や会議により周知

引き続き、鉄道事業者に対し、非常押しボタン等の計画的な改善並びに踏切道及び踏切保安設備の適切な維持管理に努めるよう機会を捉えて指導

## 2 踏切道の改良対策

### 調査結果

踏切道内に歩道を設置するなど何らかの対策が望ましいと考えられる踏切道（5か所）

このうち、

緊急に対策の検討が必要な踏切に指定されているものの、鉄道事業者と道路管理者による協議が整わず対策が未実施（3か所）

道路管理者が鉄道事業者との協議を実施しているものの協議が整わず、接道と踏切道との間で著しい幅員差（6メートルを超える）が発生（1か所）

### 通知事項

道路管理者や鉄道事業者に対し、「近畿地区踏切道調整連絡会議」等を活用し、「踏切道の拡幅に係る指針について」の趣旨の徹底や地域の実情に応じた計画的・重点的な踏切道の改良に向けて連絡・調整を促進すること（近畿地方整備局、近畿運輸局）

### 改善措置

#### 《近畿地方整備局》

「近畿地区踏切道調整連絡会議」（平成25年11月7日開催）において、道路管理者や鉄道事業者に対して、「踏切道の拡幅に係る指針について」（平成13年10月1日付け国都街第66号の2、国道政第33号、国鉄施第93号）の趣旨の徹底や、地域の実情に応じた踏切道の改良を計画的・重点的に促進するよう周知

「近畿ブロック道路主管課長会議（平成25年11月12日開催）」及び「全国地域道路課長会議（平成25年11月28日開催）」において、近畿管区行政評価局の調査結果に基づく改善に係る通知事項を周知

「近畿ブロック市町村道担当者会議（平成25年11月15日開催）」及び「近畿ブロック補助担当者会議（平成25年11月21日開催）」において、近畿管区行政評価局の調査結果に基づく改善に係る通知事項を周知し、併せて「踏切道の拡幅に係る指針について」を再周知

#### 《近畿運輸局》

「近畿地区踏切道調整連絡会議」（平成25年11月7日開催）において、鉄道事業者に対し、「踏切道の拡幅に係る指針について」の趣旨を徹底するなどの連絡・調整を促進

踏切道の拡幅等について、道路管理者から協議の要請があった場合に適切に対応する観点から、鉄道事業者に対し、「踏切道の安全確保について」（事務連絡）により近畿管区行政評価局からの通知内容を周知

引き続き、鉄道事業者に対し、踏切道の拡幅等の連絡・調整を促進するよう機会を捉えて指導

### 3 高齢者や障がい者のための安全対策

#### 調査結果

人が時速5キロメートルで踏切道を通り抜ける際の踏切遮断機の遮断装置の警報開始から遮断完了までの時間が設定されており、高齢者や障がい者に配慮したものとなっていない。

車いす利用者による踏切道の通行量を、調査した鉄道事業者のうち1事業者を除く4事業者が把握していない。

介助者を伴わずに踏切道に進入した電動車いすの利用者が、遮断装置の警報開始から遮断完了までの時間内に踏切道から退出できるか計算したところ、時間内に退出できず踏切道内で立ち往生となるおそれがある踏切道が4か所みられた。

高齢者や障がい者の通行の安全を確保するため、鉄道事業者が整備・管理している駅構内等の自由通路のエレベータ等へ誘導する案内看板の設置について、検討の余地がある踏切道が4か所みられた。

調査した鉄道事業者等の中には、踏切道内に視覚障がい者用誘導表示を設置するなど、高齢者及び障がい者の安全確保のための取組みをしているものがみられた。

#### 通知事項

今後も春秋の全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの機会を利用するなどして、踏切通行者等に対する一層の注意喚起に努めるなど、踏切道の状況に応じた高齢者や障がい者のための安全対策を関係機関と協力して推進するよう、鉄道事業者を指導すること（近畿運輸局）

鉄道事業者や道路管理者が実施した高齢者や障がい者のための安全対策の取組事例を周知することが望ましい（近畿運輸局、近畿地方整備局）

#### 改善措置

##### 《近畿運輸局》

「踏切事故防止キャンペーン」において、平成25年度は管内166箇所の踏切道等で事故防止の啓発活動を実施。踏切通行者（特に、子どもとその保護者及び高齢者）等に対しマナーの向上など事故防止の啓発活動を実施、近畿運輸局の職員も51箇所の踏切道等で活動

平成25年度は踏切道で立ち往生した場合等の対処方を記載したチラシを近畿運輸局において作成（20,000枚）、管内の鉄道事業者に配布するとともに、踏切道付近にある高齢者の施設（6箇所）を訪問し、介護担当者に対しチラシ等を配布

鉄道事業者に対し「踏切道の安全確保について」（事務連絡）により、近畿管区行政評価局からの通知内容を周知、さらに、「近畿地区踏切道連絡調整会議」（平成25年11月7日開催）において、近畿管区行政評価局からの通知内容を周知するとともに、大阪府による視覚障がい者のための踏切安全対策の事例を周知

引き続き、鉄道事業者に対し、春秋の全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーン等の機会を捉えて踏切道の安全対策を推進するよう指導

##### 《近畿地方整備局》

「近畿地区踏切道調整連絡会議（平成25年11月7日開催）」及び「中部地区踏切道調整連絡会議 福井県分科会（平成25年11月20日開催）」において、大阪府による視覚障がい者のための踏切安全対策の事例を周知

## 「踏切道の安全確保に関する行政評価・監視」の結果 に基づく通知に対する改善措置状況の概要

### 【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成 25 年 4 月～ 7 月
- 2 調査対象機関 国土交通省近畿運輸局、同近畿地方整備局、鉄道事業者（5 事業者）

【通知日及び通知先】 平成 25 年 10 月 22 日 国土交通省近畿運輸局、同近畿地方整備局

【回答年月日】 国土交通省近畿運輸局 平成 25 年 12 月 19 日、同近畿地方整備局 平成 25 年 12 月 20 日

### 【調査の背景事情】

近畿地方は、古くから鉄道網が発達し、大阪市を中心に複数の路線が並走し、また、鉄道と道路とが平面で交差する踏切道が多数設置  
国土交通省は、全国の道路管理者及び鉄道事業者を対象として、平成 18 年 1 月から、「踏切交通実態総点検」を実施し、その結果、緊急に対策の検討が必要な踏切は全国で 1,960 箇所あり、このうち、近畿地方（大阪府、京都府、福井県、滋賀県、兵庫県、奈良県及び和歌山県）においては 467 箇所（23.8 パーセント）と、関東地方（1 都 8 県）の 967 箇所（49.3 パーセント）に次いで多い状況

平成 24 年 10 月から 25 年にかけて、踏切における電動車いす利用者の事故が近畿地方はじめ全国で発生し、また、踏切を渡りきった先の道路上に自車の停車できるスペースの有無を確認せず、踏切内に侵入した自動車と列車が衝突し脱線する事故が発生

踏切事故は、ひとたび発生すると、死傷者を生ずるなど重大な結果をもたらす鉄道輸送に多大な影響を与えることとなり、早急に対策を講じる必要があるが、立体交差化には長期間を要すること、対策を講ずべき踏切道が多数存在することを勘案すると、当面、踏切の構造改良を行うなど、より速効的な対策が求められており、特に、高齢者や障がい者などの通行の安全確保が肝要

この行政評価・監視は、踏切道の利用者の安全確保を図る観点から、安全対策の実施状況等を調査

通知事項	近畿運輸局及び近畿地方整備局が講じた改善措置状況
<p>1 踏切道及び踏切保安設備の安全対策 (通知事項)</p> <p>近畿運輸局は、踏切道における安全を確保するため、以下のとおり、措置を講じる必要がある。</p> <p>近畿運輸局は、鉄道事業者に対して、非常押ボタンの設置状況を確認し、改善する必要を認められた場合は、計画的に改善するよう、引き続き指導すること。</p> <p>近畿運輸局は、鉄道事業者に対して、非常時の連絡先等の表示状況を確認し、改善する必要を認められた場合は、計画的に改善するよう、引き続き指導すること。</p> <p>近畿運輸局は、鉄道事業者に対して、踏切道内の路面の適切な維持管理について、適切な維持管理等に努めるよう、引き続き指導すること。</p> <p>《調査結果》</p> <p>大阪府内の踏切道の状況を調査（大阪府内に踏切道を有する鉄道事業者のうち5事業者を選定し、選定した事業者の大阪府内の踏切道の中から239踏切道を抽出。以下同じ。）</p> <p>非常押ボタンが容易に取り扱うことができる箇所に設けられていないもの等</p> <p>非常押ボタンが防護柵から約80センチメートル～約270センチメートル離れており、踏切道外にいる通行者等の手が届かない場所に設置されているもの（非常ボタンを押すには踏</p>	<p>(近畿運輸局の改善措置等)</p> <p>踏切道の非常押しボタンの設置及び非常時の連絡先等の表示については、「踏切道における安全対策について（平成19年4月4日付け国鉄施第9号、国鉄安第2号）」等に基づき指導しているところ。これらの設備の計画的な改善を図る観点から、鉄道事業者に対し、「踏切道の安全確保について」（平成25年10月31日付け事務連絡）により、近畿管区行政評価局からの通知内容を周知した。更に、平成25年11月7日に開催した「踏切道連絡調整会議」において、近畿管区行政評価局からの通知内容を周知した。</p> <p>踏切道及び踏切保安設備の適切な維持管理については、これまでも鉄道事業者に対し、春秋の全国交通安全運動などの機会を捉えて指導しているところ。また、本年実施した秋の全国交通安全運動（平成25年9月21日から30日まで）においても点検整備の徹底を図った。</p> <p>踏切道及び踏切保安設備の維持管理を更に適切に行う観点から、鉄道事業者に対し、「踏切道の安全確保について」（平成25年10月31日付け事務連絡）により、近畿管区行政評価局からの通知内容を周知した。更に、平成25年11月7日に開催した「踏切道連絡調整会議」において、近畿管区行政評価局からの通知内容を周知した。</p>

通知事項	近畿運輸局及び近畿地方整備局が講じた改善措置状況
<p>踏切道内から線路内に踏み入る必要があるが、踏切遮断装置の動作時において通行者等が踏切道外から非常押ボタンを押すことは危険を伴う。)(11 か所)</p> <p>非常押ボタンの表示が押ボタンの設置場所と離れた場所に設置されているもの等(5 か所)</p> <p>鉄道事業者への連絡先等が適切に表示されていないもの</p> <p>非常押ボタンが設置されておらず、また、連絡先等の記載箇所が通行者にとってわかりづらいもの(50 か所)</p> <p>連絡先等の表示板が破損しているもの(5 か所)</p> <p>踏切道の路面劣化が認められるもの等(17 か所)</p> <p>踏切道の路面の一部に凹凸があるもの等(7 か所)</p> <p>踏切道内の白線が剥離、又は引かれていないもの(10 か所)</p> <p>2 踏切道の改良対策 (通知事項)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>近畿地方整備局及び近畿運輸局は、踏切道の安全な通行を確保する観点から、道路管理者及び鉄道事業者に対して、「近畿地区踏切道調整連絡会議」等を活用し、拡幅指針の趣旨の徹底や地域の実情に応じた計画的・重点的な踏切道の改良に向けて連絡・調整を促進する必要がある。</p> </div> <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通行者の安全性、利便性の確保の観点から、踏切道内に歩道を設置(既存歩道の拡幅を含む。)するなど何らかの対策が望ま</li> </ul>	<p>近畿運輸局及び近畿地方整備局が講じた改善措置状況</p> <p>今後も引き続き、鉄道事業者に対し、非常押しボタン等の計画的な改善並びに踏切道及び踏切保安設備の適切な維持管理に努めるよう機会を捉えて指導する。</p> <p>(近畿運輸局の改善措置等)</p> <p>踏切道の改良については、これまでも近畿地方整備局と協力し、「踏切道調整連絡会議」等を活用して、地域の実情に応じた踏切道の改良を計画的・重点的に促進するよう連絡・調整してきたところ。また、本年開催した「踏切道調整連絡会議」(平成25年11月7日)において、鉄道事業者に対し、踏切道の拡幅に係る指針の趣旨を徹底するなど連絡・調整を図った。</p> <p>踏切道の拡幅等について、道路管理者から協議の要請があった場合に適切に対応する観点から、鉄道事業者に対し、「踏切道</p>

通知事項	近畿運輸局及び近畿地方整備局が講じた改善措置状況
<p>しいと考えられる踏切道が5か所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これらの5か所の踏切道のうち、「踏切交通実態総点検」の結果「歩道が狭隘な踏切道」に指定されている3か所については、鉄道事業者と道路管理者による協議が整わず、歩道の整備等の対策が講じられていない。</li> <li>また、「踏切交通実態総点検」の結果「歩道が狭隘な踏切道」に指定されていない2か所の踏切道のうち、1か所については、道路管理者が鉄道事業者との協議を実施しているものの協議が整わず、接道と踏切道との間で著しい幅員差（6メートルを超える）が生じており、他の1か所については、歩行者の安全を確保するため踏切道を含めた周辺の歩行者誘導について検討の余地がみられた。</li> </ul>	<p>の安全確保について」(平成25年10月31日付け事務連絡)により、近畿管区行政評価局からの通知内容を周知した。</p> <p>今後も引き続き、鉄道事業者に対し、踏切道の拡幅等の連絡・調整を促進するよう機会を捉えて指導する。</p> <p>(近畿地方整備局の改善措置等)</p> <p>「踏切道の拡幅に係る指針について」(平成13年10月1日付け国都街第66号・国道政第32号・国鉄施第92号)に基づき、平成14年5月14日に「近畿地区踏切道調整連絡会議」を設置し、道路管理者及び鉄道事業者の参画を得て、踏切道を含む道路の拡幅計画の報告、踏切道に係る諸問題の整理・調整等を行い、踏切道の改良の促進を図ってきた。</p> <p>平成25年度も11月7日に、「近畿地区踏切道調整連絡会議」を開催し、道路管理者や鉄道事業者に対して、「踏切道の拡幅に係る指針について」の趣旨の徹底や、地域の実情に応じた踏切道の改良を計画的・重点的に促進するよう伝えた。</p> <p>また、「近畿ブロック道路主管課長会議(11月12日開催)」及び「全国地域道路課長会議(11月28日開催)」においても、近畿管区行政評価局の調査結果に基づく改善に係る通知事項の周知を行った。</p> <p>さらに、近畿管内の道路管理者が集まる「近畿ブロック市町村道担当者会議(11月15日開催)」及び「近畿ブロック補助担当者会議(11月21日開催)」では、「近畿管区行政評価局の調査結果に基づ</p>

通知事項	近畿運輸局及び近畿地方整備局が講じた改善措置状況
<p>3 高齢者や障がい者のための安全対策 (通知事項)</p> <p>近畿運輸局は、鉄道事業者に対して、今後も春秋の全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの機会を利用するなどして、踏切通行者等に対する一層の注意喚起に努めるなど、踏切道の状況に応じた高齢者や障がい者のための安全対策を関係機関と協力して推進するよう、指導する必要がある。</p> <p>また、近畿運輸局及び近畿地方整備局は、鉄道事業者及び道路管理者に対して、一部の鉄道事業者又は道路管理者が実施した高齢者や障がい者(電動車いすの利用者を含む。)のための安全対策の取組事例を周知することが望ましい。</p> <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人が時速5キロメートルの速度で踏切道を通るとした踏切遮断機の遮断装置の警報開始から遮断完了までの時間を標準としており、踏切道の長さ及び鉄道の跨線数に応じて時間を延長しているものの、踏切遮断機の遮断装置の警報開始から遮断完了までの時間は高齢者や障がい者に配慮したものとなってい</li> </ul>	<p>く改善に係る通知事項」を配布し、また、「踏切道の拡幅に係る指針について」(平成13年10月1日付け国都街第66号・国道政第32号・国鉄施第92号)」を改めて配布し、「踏切道の拡幅に係る指針について」の趣旨の徹底や、踏切道に関する課題等があれば、個別で相談を受ける旨を伝えている。</p> <p>(近畿運輸局の改善措置等)</p> <p>踏切道の事故防止については、これまでも鉄道事業者に対し、踏切事故防止キャンペーンなどの機会を捉えて適切な実施を指導している。</p> <p>毎年実施している「踏切事故防止キャンペーン」において、管内の各鉄道事業者をはじめ関係する団体と広報活動等を行っており、本年は管内166箇所の踏切道等で事故防止の啓発活動を実施して、踏切通行者(特に、子どもとその保護者及び高齢者)等に対しマナーの向上など事故防止の啓発活動を実施した。また、当局の職員も51箇所の踏切道等で活動を行っている。</p> <p>本年は踏切道で立ち往生した場合等の対処方を記載したチラシを当局において作成(20,000枚)し、踏切事故防止キャンペーン並びに鉄道事業者が独自で実施する踏切事故防止の啓発活動に活用するよう管内の鉄道事業者に配布するとともに、踏切道付近にある高齢者の施設(6箇所)を訪問し、介護担当者に対しチラシ等を配布して、踏切横断時の注意や閉じ込められ</p>

通知事項	近畿運輸局及び近畿地方整備局が講じた改善措置状況
<p>ない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>車いす利用者の通行量については、調査した鉄道事業者のうち1事業者を除く4事業者が把握していない。</li> <li>電動車いすの製造事業者等が加盟している電動車いす安全普及協会は、重大な事故につながるおそれがあることから、踏切における走行は避けるか、介助者の同行を求めよう電動車いすの利用者に案内しており、また、電動車いすの製造事業者は、自社の製品パンフレットの「使用上の注意」に同様の趣旨の記載をしているところであるが、介助者を伴わずに踏切道に進入し、列車と衝突し電動車いすの利用者が死亡する事故が発生している。特に、踏切長の長い踏切道については、電動車いすの利用者を含め歩行速度が遅い高齢者等が踏切道を渡りきれずに踏切道内で立ち往生となるおそれがあることから、高齢者等への一層の注意喚起が必要であると考えられる。</li> </ul> <p>ちなみに、当局が、大阪府内の踏切長が15メートル以上の踏切道のうち20か所について、実地に計測した踏切長及び踏切遮断機の遮断装置の警報開始から遮断完了までの時間に基づき、踏切遮断機の遮断装置の警報開始から遮断完了までの時間内に電動車いすの利用者が退出できるか計算したところ、時間内に退出できず電動車いす利用者が踏切道内で立ち往生となるおそれのある踏切道がみられた(4か所)。</p> <p>また、これらの踏切道のうちの2か所は、バリアフリー新法に基づき市町村が定めている重点整備地区内にあった。</p>	<p>た場合の対処方などを周知した。</p> <p>また、踏切道の事故防止を図る観点から、鉄道事業者に対し、「踏切道の安全確保について」(平成25年10月31日付け事務連絡)により、近畿管区行政評価局からの通知内容を周知した。更に、平成25年11月7日に開催した「踏切道連絡調整会議」において、近畿管区行政評価局からの通知内容を周知するとともに、大阪府が行った視覚障がい者のための踏切の安全対策を周知した。</p> <p>今後も引き続き、鉄道事業者に対し、春秋の全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーン等の機会を捉えて踏切道の安全対策を推進するよう指導する。</p> <p>(近畿地方整備局の改善措置等)</p> <p>「近畿地区踏切道調整連絡会議(11月7日開催)」や、「中部地区踏切道調整連絡会議 福井県分科会(11月20日開催)」において、大阪府が、阪急宝塚線 服部踏切(府道豊中吹田線)で試験的に踏切道内に視覚障がい者用誘導標示を設置した事例について、道路管理者や鉄道事業者に紹介を行った。</p>

通知事項	近畿運輸局及び近畿地方整備局が講じた改善措置状況
<p>なお、大阪府内の踏切道について鉄道事業者から提供を受けた踏切長及び遮断装置の警報開始から遮断完了までの時間の数値に基づき計算したところ、当局が実地に調査した上記の踏切道のほかに、時間内に退出できず電動車いすの利用者が踏切道内で立ち往生となるおそれのある踏切道が5か所みられた。ただし、これらの踏切道には、非常押ボタンが設置されているか、あるいは係員が常駐しており、電動車いすの利用者に介助者が同行して通行する場合は、同行者が非常押ボタンを押すことにより危険を回避する方策が講じられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者、特に高齢者や障がい者の通行の安全性をより確保するため、踏切長が長かったり、交通量が多いなどの踏切道のうち、近隣の駅構内又は駅に隣接する鉄道事業者が整備、管理する自由通路にエレベータが設けられている等、迂回路の整備がなされている箇所については、当該踏切道付近において、その誘導看板の設置について検討の余地がある踏切道がみられた（4か所）</li> <li>調査対象とした鉄道事業者及び道路管理者の中には、電動車いすの利用者の死亡事故が発生したことから、独自に車いす利用者向けのリーフレットを作成し、沿線の介護施設や車いすのリース会社の営業所に配布したり、踏切道内に視覚障がい者用誘導表示を設置したり、高齢者が渡りきれないおそれのある踏切道については踏切道内の途中に非常押ボタンを増設するなどの対策を講じている状況がみられた。</li> </ul>	